業務③:保内町川之石・宮内清水町線 八幡浜市乗合タクシー運行業務委託仕様書

本仕様書は、保内町川之石・宮内清水町線八幡浜市乗合タクシー運行業務の実施 に関して、必要な事項を定めるものとする。

- 1. 業務名 保内町川之石・宮内清水町線八幡浜市乗合タクシー運行業務
- 2. 事業主体 八幡浜市

3. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可 を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担す るものとする。

4. 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- ※ 令和6年度予算成立を前提とする。
- ※ 契約の期間は、前年度の業務実績を踏まえ、延長契約を締結し、 最長令和11年3月31日までとする。
- 5. 運行区域 別紙「保内町川之石・宮内清水町線運行区域図」のとおり

6. 業務内容

(1) 運行方法

- ① 基本的な運行経路、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地(降車場所)まで運行(区域運行)する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行を行い、予約のない乗車場所は経由しない。
- ② 予約のない便は運行しない。

(2) 路線、運行日、運行便数

路線	運行区域		運行日	
	対象地区	市街地	運行便数	
保内町川之石 · 宮内清水町線	保内町川之石・ 宮内清水町	公共施設、医療機 関、商業施設等を 含む市内中心部	月曜~金曜各5便	

※ 十・日曜日、祝日及び年末年始は運行しない。

(3) 運行ダイヤ(各地域共通)

	往路 (地域⇒市街地)	復路 (市街地⇒地域)
1 便	8:30	
2 便	9:30	
3 便		12:30
4 便	13:30	
5 便		15:30

※ 起点(予約のあった乗車場所)の出発時刻。

(4) 運行車両

- ① 事業に使用する車両は、運行事業者が所有するジャンボタクシーまたはセダン型タクシーとし、予約状況及び車両定員に応じた最も適切、且つ経済的な運行が可能となる車両を配車すること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業との兼用は可とする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、マグネットシートを車両の両側面に掲示するものとする。なお、マグネットシートは 八幡浜市が作成し、運行事業者に貸与する。

(5) 乗降場所等(停留所)

- ① 乗車場所(28箇所)については、路線バスの停留所がある市中心部の一 部箇所を除き、路面貼付シート等により八幡浜市が標示する。
 - ※ 別紙「保内町川之石・宮内清水町線乗合タクシー乗車場所一覧表」参照
- ② 目的地(降車場所)については、区域内における基本的な運行経路上の場所であれば、降車可能とする。ただし、交差点付近及び安全な運行に支障がある場合を除く。

(6) 利用料金(運賃)

① 乗合タクシーの利用料金(運賃)は次のとおりとし、支払については、降車時に、現金により運転手が利用者から受け取るものとする。

海行区域	利用料金(1人1乗車につき)		
運行区域	大人 (中学生以上)	小人 (小学生以下)	
龍潭寺以西発着	500円	250円	
2人以上乗り合わせた場合	400円	200円	
上記以外発着	400円	200円	
2人以上乗り合わせた場合	300円	150円	
同一運行区域内	200円	100円	

- ※ 未就学児については、保護者1人につき2人まで無料。
- ※ 各種障害者手帳の所持者については、上記料金の半額とする。
- ② 八幡浜市高齢者外出支援事業、八幡浜市重度障害者(児)外出支援事業または八幡浜市高齢者運転免許自主返納支援事業による助成券の使用ができるものとする。ただし、この場合において生じる釣銭の支払いの必要はない。
- ③ 徴収した利用料金は、八幡浜市の収入とし、八幡浜市が発行する納入通知書により運行月の翌月末日までに納付するものとする。

(7) 予約受付及び配車に関すること

- ① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により 受け付け、運行経路の選定・配車を行い、必要に応じて予約者に送迎時間 等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。
- ② 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

(8) 実績報告等に関すること

- ① 運行事業者は、利用者等の運行記録に関する日報及び月報を作成し、運行 月の翌月10日までに、八幡浜市に提出するものとする。
- ② 実績報告書等の様式等は、別途八幡浜市が定めて運行事業者に指示する。
- ③ 運行事業者は、事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書(様式自由)を作成し、八幡浜市に提出するものとする。
- ④ 運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するととも に、苦情の処理については苦情処理報告書(様式自由)を作成し、八幡浜 市に提出するものとする。
- ⑤ 随時、運行事業者は八幡浜市の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

7. 委託料

- (1) 予約により運行した車両の実車区間の距離に対し、愛媛県南予地区におけるタクシー自動認可運賃基準(時間距離併用制運賃)を適用した場合の運賃額(メーター運賃)を委託料とする。ただし、地域エリアのみの運行の場合、900円を委託料に加算することとする。
- (2) 事務手数料として、利用者1人あたり上限310円を委託料に加算することとする。
- (3) 八幡浜市は、運行事業者から提出のあった実績報告書等に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

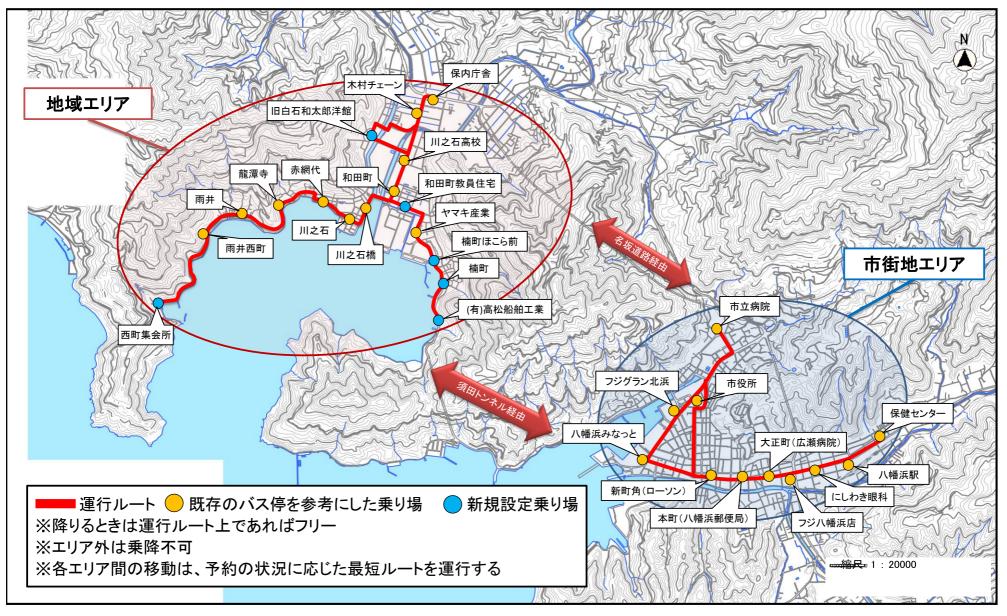
8. 注意事項

- (1) 運行事業者は、事業を実施するにあたって、道路運送法、道路運送法施行 令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守すること。
- (2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、八幡浜市と協議しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務 実施上必要と認められる事項については、その都度、八幡浜市と協議を行うこと。
- (4) 運行事業者は、運行においては、地域公共交通の一つを担うという意識を 持ち、利用者の立場にたった対応を心がけること。
- (5) 運行事業者は、運転手や予約受付者など事業に従事する者に対して、事業 実施上、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさ ないよう万全を期すこと。
- (6) 運行事業者は、事業の遂行にあたっては、安全管理を徹底するとともに、 事故を未然に防止するよう最大限努めること。
- (7) 運行事業者は、事業の実施にあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。) については、その賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

9. その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、八幡浜市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

保内町川之石·宮内清水町線運行区域図



保内町川之石・宮内清水町線乗合タクシー乗車場所一覧表 (28箇所)

番号	名称(仮称)	占用場所	名称	表示方法	規模
			場所		
1	市立病院	市立八幡浜総合病院敷地内(タク 八幡浜市大平1番耕地638番地	シー乗り場)		
2	士勿託	八幡浜市役所敷地内(庁舎正面玄	関)		
2	市役所	八幡浜市北浜一丁目1番1号			
2	コン・ガニン・ルンド	フジグラン北浜敷地内			
3 フジグラン北浜		八幡浜市北浜一丁目4番33号			
4	八幡浜みなっと	八幡浜みなっとバス停			
4	八幡沢みなつと	八幡浜市沖新田1581番地23			
_		県道27号八幡浜港線 歩道 (バス停)			
5 新町角		八幡浜市1454番地1 地先			
6	本 町	県道27号八幡浜港線 歩道 (バス停)			
6 本町		八幡浜市1175番地1 地先			
7	大正町	県道27号八幡浜港線 歩道 (バス	(停)		
,	八正可	八幡浜市1182番地27 地先			
8	フジ八幡浜店	フジ八幡浜店敷地内			0.6×0.6=0.36㎡×2枚
O	プラバー研究 /ロ	八幡浜市1252番地9		шш	0.0×0.0=0.30H1×2/fX
9	保健センター	保健センター前 (バス停)			
	WW CD D	八幡浜市松柏乙1101番地			
10	八幡浜駅	駅前広場内(タクシー乗り場)			
10	7 (TH7)(9)(八幡浜市63番地2			
11	にしわき眼科前	国道197号 歩道 (バス停)			
	CODERTIN	八幡浜市870番地1 地先			
12	保内庁舎	八幡浜市役所保内庁舎敷地内(バ	ス停)		
	ם ניניוא	八幡浜市保内町宮内1番耕地260都	登地		
13	木村チェーン	県道八幡浜保内線		標識	0.3×0.3=0.09m ²
	11137 = 2	八幡浜市保内町宮内1番耕地158都	野地2 地先 	(バス停タイプ)	
14	旧白石和太郎洋館	町並見学用駐車場敷地内		路面シート	0.6×0.6=0.36m
		八幡浜市保内町川之石2番耕地8番	地3		2.2 0.0 0.0011
15	川之石高校	県道八幡浜保内線		標識	0.3×0.3=0.09m ²
		八幡浜市保内町川之石1番耕地37	番地1 地先	(バス停タイプ)	
16	和田町	県道八幡浜保内線	7771164 11646	標識	0.3×0.3=0.09m ²
		八幡浜市保内町川之石1番耕地15	7番地4 地先	(バス停タイプ)	
17	和田町職員住宅	県道八幡浜保内線	○平地 4 - 地 #-	四路面シート	0.6×0.6=0.36m
		八幡浜市保内町川之石1番耕地15	0番地4 地先	4亜=並	
18	ヤマキ産業	県道八幡浜保内線	C平地102 地生	標識(バスタクノブ)	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^{3}$
		八幡浜市保内町川之石1番耕地23 県道八幡浜保内線	0笛地103 地元	(バス停タイプ)	
19	楠町ほこら前	八幡浜市保内町川之石13番耕地3	来州5 州生	路面シート	0.6×0.6=0.36m ²
		八幡浜川朱内町川之石13番耕屯3 県道八幡浜保内線	m ペピノ ・ピノし		
20	楠町	八幡浜市保内町川之石12番耕地1	1番地3 地先	路面シート	0.6×0.6=0.36m²
		県道八幡浜保内線	- H-UJ - UJU		
21	(有)高松船舶工業	八幡浜市保内町川之石11番耕地1	05番地2 地先	四路面シート	0.6×0.6=0.36m²
			標識		
22	川之石橋	八幡浜市保内町川之石3番耕地25	番地3	(バス停タイプ)	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^2$
		市道本町中通り3号線	_ 55	標識	
23	川之石	八幡浜市保内町川之石3番耕地30	4番地90 地先	(バス停タイプ)	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^2$
	赤網代	市道和田町伊方線		標識	
24		八幡浜市保内町川之石4番耕地1番	地6 地先	(バス停タイプ)	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^3$
	龍潭寺	市道和田町伊方線			0.3×0.3 = 0.09m ²
25		八幡浜市保内町川之石5番耕地30	番地2 地先	―― 路面シート	
26	雨井	消防団川之石分団 2 部詰所敷地内			
		八幡浜市保内町川之石6番耕地45		路面シート	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^3$
27	雨井西町	市有地内		標識	
		八幡浜市保内町川之石7番耕地12	9番地12	 (バス停タイプ)	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^3$
		西町集会所敷地内			
28	西町集会所		番地13	路面シート	$0.3 \times 0.3 = 0.09 \text{m}^2$
		1		-	